

中期経営計画

平成31年度～平成33年度
(2019年度～2021年度)

社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団

目 次

はじめに	1
I 経営方針	2
II 経営目標	
III 実施方策	4
1 県の福祉を支えるセーフティネット	
（1）被虐待児童など特別な支援を要する児童の受入れ	
（2）一時保護委託児童の受入れ	
（3）重度障害者等の受入れ	
（4）利用者本位の支援	
（5）権利擁護の徹底	
（6）リスク管理の推進	
2 地域との共生	5
（1）「新しい社会的養育ビジョン」への対応	
（2）障害者短期入所の受入れ	
（3）障害者歯科診療の推進	
（4）障害者の相談支援の推進	
（5）障害者の社会参加の促進	
（6）聴能訓練事業の推進	
（7）保育園の運営	
（8）障害者のスポーツ・文化芸術活動の支援	
（9）災害に対応できる体制の整備	
（10）地域における公益的な取組の推進	
3 先駆的取組の推進	8
（1）児童養護施設における自立支援事業の推進	
（2）児童養護施設退所後の生活支援の充実	
（3）利用者の地域移行と生活支援	
（4）高齢・重度化する障害者の支援の充実	
（5）他法人職員等に対する技術的支援	
（6）外国人介護技能実習生の受入れ	
4 人材の確保育成	9
（1）人材育成計画の推進	
（2）個々の能力開発段階に応じた研修の充実	
（3）職員の自己啓発支援の推進	

(4) ボランティア、実習生の受入れ	
(5) 人材確保のための広報の充実	
(6) 外国人介護技能実習生の受入れ（再掲）	
5 安定的な経営基盤と透明性の確保	10
(1) 指定管理施設の運営	
(2) 自主経営施設の安定的な経営	
(3) 施設の計画的な改修	
(4) 効率的な組織の整備	
(5) 積極的な情報公開	
(6) 会計監査等の実施及び結果の公開	
(7) 福祉サービス第三者評価等の実施及び結果の公開	
IV 収支計画	12

はじめに

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県立社会福祉施設の管理及び運営を受託し、その効率的・総合的運営を確保することを目的に、昭和47年（1972年）に設立された。

その後、県の県立社会福祉施設の民間への移管方針を受け、経営改革を進め、あさか向陽園などの県立施設について順次、自主経営への転換を図った。

また、嵐山郷などの施設については、指定管理者として運営を行ってきた。

事業団では、時代とともに変化してきた福祉施策に対応しながらも、入所施設の運営を基本とし、児童養護施設における被虐待児童や障害児、障害者支援施設における重度・最重度の障害者などを積極的に受け入れ、県内の福祉施設のセーフティネットの役割を担ってきた。

平成28年（2016年）の社会福祉法の改正では、地域福祉への貢献が社会福祉法人の責務と明確に定められ、事業団においてもこれまで以上に地域の福祉課題への積極的な対応や地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められている。

こうした事業団に求められる役割を果たしていくためには、過去の経営改革により確立した安定的な経営基盤を維持していくことに加え、児童養護施設、障害者支援施設の蓄積された経営ノウハウと利用者支援に関する高い専門性や経験豊富な人材という強みを生かすとともに、これを継承する人材の確保・育成が必要である。

このような状況を踏まえ、平成30年度（2018年度）までの現中期経営計画に替わる平成31年度（2019年度）から平成33年度（2021年度）までの新たな中期経営計画を策定するものである。

I 経営方針

「利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい、共に歩む施設を目指し、地域福祉に貢献する」という経営理念を実現するため、安定した経営基盤のもと、利用者本位の支援や地域における福祉課題に積極的に取り組み、埼玉県の福祉の推進に貢献する。

II 経営目標

1 県の福祉を支えるセーフティネット

事業団がこれまで培ってきた専門性の高い支援技術を生かし、虐待経験等があり心理的に手厚いケアが必要な児童や激しい自傷他害行動などがある強度行動障害者等を引き続き高い水準で受け入れ、県内福祉施設のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

○ 被虐待児童の受入れ割合

※4月1日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
81.9%	80.0%以上		→

○ 重度障害者（障害支援区分5・6）の受入れ割合

※4月1日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
92.6%	90.0%以上		→

2 地域との共生

地域共生社会の実現に向け、行政・地域団体・住民等との連携のもと、施設の機能を生かし、地域の福祉課題に積極的に対応するとともに、必要な福祉サービスを提供し、地域に開かれた施設運営を行う。

○ 短期入所の受入れ延べ人数

※3月31日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
12,000人見込	12,000人以上		→

3 先駆的取組の推進

国や県の福祉施策や動向に着目し、様々な団体や個人と連携して民間施設をリードする取組を行い、本県福祉の発展のために積極的な役割を担う。

○ 児童養護施設卒園児童の進路決定率 ※3月31日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
100%見込	100%	100%	100%

※ 進路決定率とは、卒園時において、進学又は就職など卒園後の進路が決定している者の割合をいう。

○ 児童養護施設卒園児童の大学等進学率 ※3月31日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
20.0%見込			27%

4 人材の確保育成

質の高い人材を計画的に確保するとともに、人材育成計画に基づき体系的かつ専門的な研修や資格取得の支援等により人材の育成を進める。

5 安定的な経営基盤と透明性の確保

事業の継続やサービス向上に必要な財源を安定的に確保するため、自主経営施設における利用率90%以上を維持し、安定した経営基盤を維持していくとともに、経営の透明性を確保し、継続的な業務改善を進める。

○ 自主経営施設における利用率の維持 ※3月31日時点

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
93.3%見込	90.0%以上		

Ⅲ 実施方策

1 県の福祉を支えるセーフティネット

(1) 被虐待児童など特別な支援を要する児童の受入れ

被虐待児童や中高生などの高齢児童、障害や疾病のある児童、保護者など
と関係不全となった児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、
必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。

- ・被虐待児等に対する心理的ケア
- ・虐待防止等に伴う緊急一時保護の受入れ
- ・学校や児童相談所等、関係機関との緊密な連携

(2) 一時保護委託児童の受入れ

児童養護施設や乳児院、障害児施設において、児童相談所との緊密な連携
のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完
していく。

- ・虐待防止等に伴う緊急一時保護の受入れ（再掲）
- ・一時保護所では対応が困難な障害児等の受入れ

(3) 重度障害者等の受入れ

他の民間法人では対応が難しい強度行動障害や重複障害のある利用者、医
療的ケアの必要な利用者、触法障害者等と関係機関との連携のもとに積極的
に受け入れ、専門的支援や医療を提供する。

- ・専門的支援を行う人材の育成
(強度行動障害支援者養成研修・喀痰吸引等業務従事資格等)
- ・一人ひとりの能力や特性に応じた日中活動支援
- ・「地域生活定着支援センターらんざん」の運営

(4) 利用者本位の支援

利用者一人ひとりの意向を踏まえた利用者本位の支援を行うとともに、よ
り良いサービスの提供に向けて、利用者等からの要望や苦情に適切に対応し
ていく。

- ・利用者の意向を踏まえた支援計画の策定と継続的な見直し
- ・利用者満足度調査の実施

- ・児童会、保護者会等の意見を反映した運営
- ・組織的な苦情解決体制での対応(苦情受付担当者・第三者委員・苦情解決責任者)

(5) 権利擁護の徹底

利用者の人権を擁護し、虐待防止を徹底するため、職員に対する権利擁護に係る意識啓発を推進するとともに、職員自身が日頃から業務の課題や改善策を話し合える風通しの良い職場環境づくりを推進する。

- ・倫理綱領、職員行動規範、虐待防止マニュアルの徹底
- ・虐待防止セルフチェックによる職員意識の強化
- ・権利擁護に関する研修の実施

(6) リスク管理の推進

利用者の安心、安全な生活を維持するため、日頃から個人情報の取扱いや災害や事故、感染症等の発生に向けた予防措置、危機対応に対する訓練等を実施し、リスク管理体制の充実を図る。

各施設の取組みを共有し、法人全体でリスク管理の徹底、向上を図る。

- ・危機管理マニュアル等の継続的な点検・見直し
- ・事故報告、ヒヤリハット報告の検証、防止対策の実施
- ・感染症予防対策の徹底
- ・個人情報保護規程等の運用徹底
- ・情報セキュリティ対策の徹底

2 地域との共生

(1) 「新しい社会的養育ビジョン」への対応

「新しい社会的養育ビジョン」に基づく県の対応方針に従い、県立児童養護施設の指定管理者として適切に施設の管理運営を行うとともに、施設の小規模化や地域分散化について事業団として検討し、実現可能な取組について県と協議していく。

- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化に向けた工程の作成
- ・児童養護施設の高機能化・多機能化に対する検討
- ・里親支援や地域における子育て支援等の地域支援の展開
- ・福祉型障害児入所施設（嵐山郷）の在り方について協議

(2) 障害者短期入所の受入れ

在宅障害者の施設体験利用や介護者の休息等、施設の一時的な利用ニーズに的確に対応するため、近隣市町村とも連携を図り、短期入所を積極的に受け入れる。

- ・強度行動障害などを有する重度障害者の積極的な受入れ
- ・緊急時の利用希望など利用者ニーズに応じた受入れ

(3) 障害者歯科診療の推進

一般の歯科診療所では対応が難しい障害者の歯科診療や歯科保健指導を行い、口腔機能の改善に努める。

また、摂食機能の低下に対応するための助言指導を行う。

- ・全身麻酔や鎮静法等を用いた障害状況に応じた治療
- ・摂食機能療法による支援の普及
- ・「嵐山郷」における近隣福祉施設への訪問診療の実施

(4) 障害者の相談支援の推進

障害者の地域生活を「丸ごと」受け止めるため、障害者及び家族に対して、サービスや社会資源についての情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成や地域生活における問題解決のための相談支援を行う。

併せて地域の事業所と連携して、地域における多様な福祉課題に対し総合的・専門的な支援体制の整備を進める。

- ・「あすなる学園」における指定特定相談支援センターの受託
- ・「あげお」における基幹相談支援センターの受託に向けた準備
- ・障害児等療育支援事業の推進
- ・子供の発達支援巡回事業の推進

(5) 障害者の社会参加の促進

利用者の希望や個々の特性を生かした日中活動の充実や社会参加を促進する取組を進めていく。

- ・地元企業等との連携による作業種目の開拓、作業量の確保
- ・地域での作業体験、事業所への職場実習等の支援
- ・スポーツや創作等の社会活動への積極的な参加
- ・大学や企業等と連携した作品展等の実施

(6) 聴能訓練事業の推進

就学前の難聴児を対象に聴能訓練を実施し、コミュニケーション指導を通して、ことばの発達を高める支援を実施する。

- ・聴力検査、補聴器装用指導、言語指導、保護者支援の実施
- ・訪問支援、卒後指導の実施
- ・地域における聴能訓練等の相談対応

(7) 保育園の運営

入園児童への充実した保育と保護者への支援を実施するとともに、地域から求められる保育園を運営する。

- ・低年齢児（生後6カ月から）及び障害児保育の実施
- ・延長保育の実施

(8) 障害者のスポーツ・文化芸術活動の支援

東京パラリンピックに向けて、障害者スポーツの普及とともに障害者が身近な地域でスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを進めていく。

- ・体験会や選手による講演会等の障害者スポーツの普及啓発
- ・スポーツ・文化芸術サークル活動の支援
- ・障害者スポーツ指導員等の養成

(9) 災害に対応できる体制の整備

社会福祉施設の設備や人材の利点を生かし、地域住民や市町村と連携した災害時の対応を想定し、相互防災協定の締結や福祉避難所の指定等、災害対応体制の継続的な検証及び改善に努める。

- ・災害発生時等の業務継続計画（BCP）の確認と見直し
- ・大規模災害を想定した広域的防災協定の締結
- ・埼玉県災害派遣福祉チームへの登録・参加

(10) 地域における公益的な取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人に課せられた地域における公益的な取組を積極的に進めていく。

- ・施設機能の開放による地域コミュニティの創生
- ・地域活動（自治会、少年団、ボランティア団体等）への運営協力
- ・大学等への進学を希望する児童に対する経済的な支援の充実

3 先駆的取組の推進

(1) 児童養護施設における自立支援事業の推進

小学生から年代別に体系化されたプログラムを基に「自立支援3事業」を推進していく。

児童の抱える課題に対し、個々のフォローアップ体制を整え、就職・進学支援の充実を図る。

- ・ 高校生のインターンシップ活動などの社会・就労体験事業
- ・ 児童自立サポーターによる模擬面接などの就職・進学支援
- ・ 退所児童に対する状況把握・相談などのアフターケア
- ・ 大学等との連携による進学意識の醸成

(2) 児童養護施設退所後の生活支援の充実

退所した児童が安定した生活を継続できるよう相談支援や自立支援に積極的に関わっていく。

- ・ 悩みなどを相談できる場の提供（同窓会、施設行事への招待等）
- ・ 求職活動等による一時的な住まいの提供
- ・ 社会生活における各種手続き等への同行

(3) 利用者の地域移行と生活支援

相談支援事業、グループホーム等を活用し、地域生活を希望する利用者のニーズに応えられるよう総合的なサポートを実施する。

- ・ グループホーム等を活用した地域移行の推進
- ・ 地域生活移行後のフォローアップ支援
- ・ 地域における社会活動への参画（地域イベント・サークル活動等）

(4) 高齢・重度化する障害者の支援の充実

利用者の高齢化や障害の重度化に伴う機能低下等に適切に対応し、一人ひとりの心身の状況や障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。

- ・ 要介護、医療的ケアへの対応
- ・ 喀痰吸引等の処置のできる職員の育成
- ・ 摂食・嚥下機能の状況に応じた食事ケアの充実
- ・ 栄養ケアマネジメントの導入

(5) 他法人職員等に対する技術的支援

県内の福祉施設職員等を対象とした公開研修や事例検討会などを実施することにより、県内の福祉サービスの質的向上に貢献する。

- ・ 専門医による摂食嚥下リハビリテーション研修会の実施
- ・ 「嵐山郷」における強度行動障害支援者養成研修の実施
- ・ 大学等との連携による児童養護施設における事例検討会の実施
- ・ 専門的ノウハウや研究成果等の情報発信、普及啓発

(6) 外国人介護技能実習生の受入れ

利用者支援に関する高い専門性と経験豊富な人材を活かし、外国人技能実習生を受入れ、国際貢献と支援技術の普及に努める。

- ・ 「嵐山郷」における外国人介護技能実習生の受入れ
- ・ 受入れに係る取組の成果と課題の他施設へのフィードバック

4 人材の確保育成

(1) 人材育成計画の推進

人材育成に係る基本方針や具体的取組を示した人材育成計画を改定し、引き続き高い倫理性と専門性を有する職員の確保と育成に努める。

- ・ 研修体系の充実と職務を通じたOJTの推進
- ・ 再雇用職員の活用による専門的支援技術の継承

(2) 個々の能力開発段階に応じた研修の充実

職員に対し、キャリアパスに対応した体系的かつ専門的な研修を実施する。また、職員を施設外部の研修等に積極的に参加させ、人材育成に努める。

- ・ 階層別研修、専門・テーマ別研修、職場内外研修の総合的推進
- ・ 外部の専門家による施設内研修等の実施
- ・ 専門的ノウハウや研究成果等の情報発信、普及啓発（再掲）

(3) 職員の自己啓発支援の推進

職員の自己啓発意欲を助長し、個々の職員の専門性を向上させるため、職員の資格取得に対する支援を行う。

- ・ 社会福祉士、介護福祉士等の資格取得費用の助成

(4) ボランティア、実習生の受入れ

ボランティアや実習生を積極的に受け入れ、県民、地域住民の福祉への理解の促進に努めるとともに、将来の福祉人材の育成と地域共生社会に向けた相互交流に努める。

- ・児童の学習支援、利用者のサークル活動支援、施設行事等の充実
- ・ボランティア功労者に対する表彰
- ・実習生、教員研修等の受入れによる福祉人材の育成

(5) 人材確保のための広報の充実

事業の積極的な情報発信や広報活動の充実を図り、福祉や法人への興味や関心に繋げるとともに、安定的に人材を確保していく。

- ・ホームページの充実や採用活動のためのDVD作成
- ・近隣大学や実習校との連携した公開事業や研修の実施
- ・福祉人材センターやハローワーク等の積極的な活用

(6) 外国人介護技能実習生の受入れ（再掲）

利用者支援に関する高い専門性と経験豊富な人材を活かし、外国人技能実習生を受入れ、国際貢献と支援技術の普及に努める。

- ・「嵐山郷」における外国人介護技能実習生の受入れ
- ・受入れに係る取組の成果と課題の他施設へのフィードバック

5 安定的な経営基盤と透明性の確保

(1) 指定管理施設の運営

計画期間中に指定管理期間が満了する「おお里（平成31年度末（2019年度末））」、「上里学園・嵐山郷・障害者交流センター・障害者歯科診療所 [皆光園・そうか光生園・あさか向陽園]（平成32年度末（2020年度末））」について、適切な管理運営を行うとともに事業団の強みを生かして指定の継続を目指す。

- ・県立施設としての役割を担う支援の充実
- ・効率的な運営によるコストの削減

(2) 自主経営施設の安定的な経営

適切なサービス提供と説明責任を果たすとともに、将来の施設・設備の更新や福祉ニーズを踏まえたサービスの向上等に適切に対応できるよう、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。

- ・重点目標の設定による施設運営の充実（概ね9割以上の利用率確保）
- ・障害福祉サービスの充実による収入の確保
- ・施設の改修や改築、設備の更新に必要な積立金の造成

(3) 施設の計画的な改修

自主経営施設の老朽化や利用者の高齢化等に対応した改修を計画的に実施し、安全性の向上と居住環境の改善を図る。

また、老朽化施設の改築について、福祉施策の動向や将来ニーズ等を踏まえて、施設や事業のあり方について調査検討を行う。

さらに、県立の指定管理施設においても、施設管理者として将来のあり方を含め、県に提案していく。

- ・自主経営施設の中長期的な整備計画に基づく改修
- ・「皆光園」「皆光園歯科診療所」の改築計画

(4) 効率的な組織の整備

施設の設置目的及び利用者ニーズに応じた良質なサービスを効果的に提供するため、簡素で効率的な組織の整備と職員の配置を行う。

- ・利用者の高齢化や重度化、被虐待児童の増加等に対応した組織の整備

(5) 積極的な情報公開

事業団のホームページを活用し、予算・決算書、事業計画・報告書、一般競争入札等の運営情報を公開する。

各施設のホームページを充実し、利用者、家族、地域などに対して積極的な情報発信を行い、施設の社会的信頼に努めていく。

- ・福祉サービスや経営情報の公開による透明性の確保
- ・専門的ノウハウや研究成果等の情報発信、普及啓発

(6) 会計監査等の実施及び結果の公開

監事や県による監査に加え、公認会計士による会計監査を実施し、結果を公開する。

また、内部監査を実施し財務管理や利用者支援等の適正な運営を確保する。

- ・ 事業運営の透明性の確保
- ・ 監査結果を踏まえた継続的な改善

(7) 福祉サービス第三者評価等の実施及び結果の公開

支援の質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価及びサービス自己評価を実施し、結果を公開する。

- ・ 評価結果の公開によるサービスの信頼確保
- ・ 評価結果を踏まえた継続的な改善

IV 収支計画

(単位：千円)

科 目	平成30年度	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	金額	金額	H30 対比	金額	H30 対比	金額	H30 対比
収 入	7,648,705	7,797,766	101.9%	7,754,511	101.4%	8,221,394	107.5%
県委託料	2,192,077	2,201,579	100.4%	2,244,807	102.4%	2,244,807	102.4%
その他の収入	5,456,628	5,596,187	102.6%	5,509,704	101.0%	5,976,587	109.5%
支 出	7,648,705	7,797,766	101.9%	7,754,511	101.4%	8,221,394	107.5%
人件費	5,254,483	5,201,606	99.0%	5,217,606	99.3%	5,209,606	99.1%
管理費	946,774	1,045,456	110.4%	1,050,394	110.9%	1,015,885	107.3%
事業費	1,447,448	1,550,704	107.1%	1,486,511	102.7%	1,995,903	137.9%
当期収支差額	0	0		0		0	